

高齢級森林整備促進特別対策事業に係る都道府県協議会の募集について

平成20年6月19日
全国森林組合連合会

平成20年度の高齢級森林整備促進特別対策事業（林野庁補助事業）の実施に当たり、全国森林組合連合会（以下「本会」という。）は、原則として都道府県ごとに認定する都道府県レベルの団体（以下「都道府県協議会」という。）を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記によりご応募ください。

記

1 事業の趣旨

森林を健全に整備・保全し、京都議定書の第一約束期間における森林吸収目標を達成するためには、平成19年度からの6年間で330万haの森林について間伐を実施することが必要となっています。とりわけ、高齢級の人工林が増加しており、森林の機能を持続的に発揮させつつ、木材資源として活用するため、高齢級の森林における利用間伐を飛躍的に増大させることが課題です。

しかしながら、高齢級の森林においては、条件により木材の生産・販売が可能である一方、収益が確保できないなどのリスクがあることから、実際の間伐実績は低位に止まっている状況にあります。

このため、本事業は、間伐に必要な資金の円滑な供給と事業者のリスク軽減を通じて、意欲と能力のある林業事業体を活用した間伐事業量の拡大を図るため、国からの補助により本会が造成した高齢級森林整備促進特別対策資金を活用し、高齢級の森林の間伐を実施しようとする事業者に利子助成等の支援を行うものです。

2 事業概要

高齢級の森林の間伐を実施しようとする事業者が民間金融機関を通じて間伐事業資金の融通を受けた場合の利子相当額の助成のほか、間伐実施後に損失が生じた場合にその一部を補填するために必要な経費や境界確認のために必要な経費について、事業者に支援を行います。

3 応募資格及び応募方法

別添「高齢級森林整備促進特別対策事業に係る都道府県協議会の募集要領」をご参照ください。

4 応募期間

応募の期間は、平成20年6月19日（木）から同年7月11日（金）17時までとします。

5 都道府県協議会の選定方法

高齢級森林整備促進特別対策事業に係る都道府県協議会の募集要領に基づき提出のあった申請書について書類審査を行い、原則として都道府県ごとに一団体を選定します。

6 申請書の提出期限及び提出先

（1）提出期限：平成20年7月11日（金）

（2）提出先：東京都千代田区内神田1丁目1番12号（コープビル8階）
全国森林組合連合会（林政・組織部 林政課扱い）

高齢級森林整備促進特別対策事業に係る都道府県協議会の募集要領

1 総則

高齢級森林整備促進特別対策事業（以下「本事業」という。）に係る都道府県協議会の募集の実施については、この要領の定めるところによるものとします。

2 事業の趣旨

森林を健全に整備・保全し、京都議定書の第一約束期間における森林吸収目標を達成するためには、平成19年度からの6年間で330万haの森林について間伐を実施することが必要となっています。とりわけ、高齢級の人工林が増加しており、森林の機能を持続的に発揮させつつ、木材資源として活用するため、高齢級の森林における利用間伐を飛躍的に増大させることが課題です。

しかしながら、高齢級の森林においては、条件により木材の生産・販売が可能である一方、収益が確保できないなどのリスクがあることから、実際の間伐実績は低位に止まっている状況にあります。

このため、間伐に必要な資金の円滑な供給と事業者のリスク軽減を通じて、意欲と能力のある林業事業体を活用した間伐事業量の拡大を図るため、国からの補助により全国森林組合連合会（以下「本会」という。）造成した高齢級森林整備促進特別対策資金を活用し、高齢級の森林の間伐を実施しようとする事業者に利子助成等の支援を行うものです。

3 応募団体の要件

(1) 応募者の要件

都道府県レベルの民間団体とします。

(2) 民間団体の要件

次のすべての要件を満たすもの

森林整備について十分な知見をもち、間伐等の森林施業に精通していること

本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、本事業の内容を的確に実施できる能力を有すること

本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること（規約（案）、団体の事業計画等を備えていること。）

4 事業内容

(1) 高齢級森林整備促進事業

本会が認定する民間団体（以下「都道府県協議会」という。）は、人工林の間伐を促進するために行う利子助成金の交付等を行います。

用語の定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとします。

ア 間伐実施者

本年度において計画している間伐実施面積が一定面積規模以上であることなど都道府県協議会が定める要件に該当する者として、都道府県協議会の認定を受けた間伐事業者。

イ 高齢級間伐

10齢級以上の人工林の間伐（10齢級以上の人工林の間伐を行う場合に当該人工林と隣接するなど一体的に間伐を行うことが効率的に実施できる10齢級未満の人工林の間伐を含む。）であって、森林法第193条の補

助等の国の補助を受けないで行われるもの。

利子助成金の交付

間伐実施者が、民間金融機関（農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合並びに農業協同組合連合会に限る。以下同じ。）から高齢級間伐の実施に必要な資金を借り入れた場合、都道府県協議会は、間伐実施者が当該資金を返済する際に利子相当額を助成します。

ア 利子助成金の上限

利子助成金の額は、間伐実施者が本事業を活用して行う間伐面積に、都道府県協議会が地域内の間伐材の生産費や市場までの運材費などの実態と低コスト化の取組を考慮して別途定める間伐に要する基準経費（以下「基準経費」という。）を乗じた額（以下「基準経費認定額」という。）に、間伐実施事業者が民間金融機関から借り入れた資金（以下「借入資金」という。）の利率（3.0%を上限とする。）を乗じた額を上限とします。

イ 利子助成期間

利子助成期間は1年以内とします。

損失補填金の交付

ア 交付の対象者

間伐実施者のうち、高齢級間伐の実施後、間伐木の販売額が基準経費認定額を下回ったため、損失補填を申請する者に対し、損失補填金を助成します。

イ 損失補填金の額

損失補填金の額は、基準経費認定額から、都道府県協議会の審査を受けた間伐木の販売額を減じた差額（以下「損失額」という。）に2/3を乗じた額とします。ただし、基準経費認定額の1/2を上限とします。

境界確認費の助成

ア 助成の対象者

間伐実施者のうち高齢級間伐の実施箇所の境界確認を実施する者に対し、境界確認費を助成します。

イ 境界確認費の額

境界確認費の額は、都道府県協議会が別途定める境界確認に要する経費の1/2とします。

(2) 高齢級森林整備推進事業

都道府県協議会は、高齢級森林整備促進事業の円滑な実施のために次のことを行います。

協議会の開催

行政、林業・木材産業関係団体等を構成員とする協議会を設置し、高齢級森林整備促進事業の円滑な実施のために必要な事項を協議します。

普及活動

森林所有者や林業事業者等に対し、高齢級森林整備促進事業の円滑な推進等に必要な普及活動を行います。

審査等

全国団体の審査の指針に基づき、高齢級森林整備促進事業の申請について審査します。また、間伐の実施状況等について必要な現地確認を行います。

事業管理

高齢級森林整備促進事業の適切な実施に必要な指導・進行管理等を行います。また、促進事業の申請について必要に応じて申請の補助を行い

ます。

(3) 助成対象経費の範囲

助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）については、事業の実施に直接必要な経費のうち、別表 1 の経費とします。

(4) 助成できない経費

事業実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できません。
建物等の施設の建設、不動産取得、備品取得に関する経費
本事業の実施に関連のない経費

(5) 助成率

助成率は、別表 2 のとおりとします。

5 選定審査

(1) 審査方法

都道府県協議会の選定に当たっては、本会が設置する「高齢級森林整備促進特別対策事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て選定します。また、運営委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問い合わせを行う場合があります。また、選定に当たって、直接応募者から事業の説明を受ける場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された都道府県協議会の名称等について一般に公表します。

6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成 20 年度から平成 25 年度とします。

なお、助成金の交付決定後、事業の進捗状況等の評価により複数年行わせることが望ましいと判断されるものに限り、次年度以降についても助成金が交付されることとなります。

7 助成の実施に関わる事項

本事業の実施に当たっては、本会の定める「高齢級森林整備促進特別対策事業助成金交付規程」（以下「規程」という。）に基づき、実施していただきます。

(1) 助成金交付決定を受けた都道府県協議会（以下「事業実施主体」という。）は、本事業終了後、事業実績報告書を平成 21 年 3 月 25 日（水）までに提出していただきます。

(2) 助成を受けた者は、本事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等について保存していただきます。

8 応募に必要な書類

(1) 所定の応募申請書（別紙様式第 1 号）を 2 部提出してください。

なお、応募申請書様式は、ホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局から郵送することもできます。

(2)(1)の応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することができます。

(3) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。また、応募申請書の作成・提出に要する経費は申請者の負担とします。

9 応募期間

応募の受付は、平成20年6月19日(木)から同年7月11日(金)まで行います(応募締切当日の消印まで有効)。

10 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の利用目的は、本事業に関わる事務(連絡調整、資料送付、成果の普及等)に限定いたします。

(2) ご提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の利用目的以外に利用することは一切ありません。

11 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書の提出先及び事業内容や募集要領についてのお問い合わせ先は、末尾に記載しております。なお、応募申請書は持参、郵送又は宅配等によることとします。

12 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金等の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書(採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、事業実施主体に帰属します。

(4) 調査等への協力

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、事業の普及のため、発表会への参加、事例集の作成、視察の受入れ等の協力依頼をすることがあります。

(5) その他

本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度の事業の助成を約束されるものではありませんので、ご留意願います。

平成20年6月19日
全国森林組合連合会

全国森林組合連合会「高齢級森林整備促進特別対策事業」事務局
担当：林政・組織部（中間、中原）
住所：〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号
電話：03-3294-9719〔FAX〕03-3293-4726
〔E-mail〕nakama@zenmori.org
〔URL〕<http://www.zenmori.org/index.shtml>
ホームページから募集要領や申込書様式を入手することができます。

別添

平成 年度高齢級森林整備促進特別対策事業応募申請書

番 年 月 号 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度高齢級森林整備促進特別対策事業について、下記のとおり実施
したいので申請します。

記

1 申請者

団体の名称	フリガナ		

代表者名	フリガナ		

所在地	郵便番号 (-)		
	住 所		
担当者及び 連絡先等	フリガナ		
	氏 名		
	TEL		FAX
	E-mail		

2 事業計画

- (1) 事業計画（事業の目的達成のための手法等を併せて記載）
事業実施期間（平成20年度～25年度）に係る計画を記載してください。

(2) 平成20年度計画

高齢級森林整備促進事業
高齢級間伐面積（単位 面積：ha）

目標面積（申請時点）	左のうち境界確認を行う面積

高齢級森林整備推進事業
ア 地域協議会の開催

実施事項	具体的な内容

イ 普及活動

実施事項	具体的な内容

ウ 審査等

実施事項	具体的な内容

エ 事業管理

実施事項	具体的な内容

- ## 3 添付書類
- 団体の規約等
組織図（担当者の出身団体を明示すること。）

別表1(4の(3)関係)

助成金等対象経費	範囲及び算定方法
1 利子助成金費	事業の実施に必要な利子助成に必要な経費です。
2 損失補填金費	事業の実施に必要な損失補填に必要な経費です。
3 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(専門的知識・技術を要する調査等)について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。</p> <p>また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当(超過勤務手当は除く。)、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額です。(算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません。)</p>
4 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、補助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。</p>
5 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費です。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。</p>
6 旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及活動、委員会等の実施に必要な経費です。
7 需用費	事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費等の経費です。(通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれません。)
(1)印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費です。
(2)消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

8 役務費	事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等に必要な経費です。
通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費です。
9 使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上や物品等の使用に必要な経費です。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれません。)

別表2 (4の(5)関係)

事業区分	助成率	助成対象経費
1 高齢級森林整備促進事業費 利子補給 損失補填 境界確認	定額 ただし、 事業区分 の欄の1 のにつ いては、 2分の1 以内とし ます。	利子助成金費 損失補填金費 ア 技術者給 イ 旅費 ウ 需用費 エ 役務費
2 高齢級森林整備推進事業費 地域協議会の開催 普及活動 審査等 事業管理		ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料

高齢級森林整備促進特別対策事業実施要領

第1 趣旨

森林整備・保全推進事業実施要綱(平成17年3月29日付け16林整保第226号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表事業の種類欄の3の事業内容欄に定める高齢級森林整備特別対策事業については以下の事業を実施することとし、本事業の実施については、要綱に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

- 1 高齢級森林整備促進事業
- 2 高齢級森林整備推進事業

第2 事業内容

1 高齢級森林整備促進事業

本事業の事業実施主体である民間団体(以下、「全国団体」という。)は、原則として都道府県ごとに全国団体が認定する民間団体(以下、「都道府県団体」という。)が人工林の間伐を促進するために行う利子助成金の交付等に対し助成を行う。

(1)用語の定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

ア 間伐実施者

本年度において計画している間伐実施面積が一定面積規模以上であること等都道府県団体が定める要件に該当する者として、都道府県団体の認定を受けた間伐事業者。

イ 高齢級間伐

10齢級以上の人工林の間伐(10齢級以上の人工林の間伐を行う場合に当該人工林と隣接するなど一体的に間伐を行うことが効率的に実施できる10齢級未満の人工林の間伐を含む。)であって、森林法第193条の補助等の国の補助を受けないで行われるもの。

(2) 利子助成金の交付

間伐実施者が、民間金融機関(農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合並びに農業協同組合連合会に限る。以下同じ。)から高齢級間伐の実施に必要な資金を借り入れた場合、都道府県団体は、間伐実施者が当該資金を返済する際に利子相当額を助成するものとする。

ア 利子助成金の上限

利子助成金の額は、間伐実施者が本事業を活用して行う間伐面積に、都道府県団体が別表5を参考にして地域内の間伐材の生産費や市場までの運材費などの実態と低コスト化の取組を考慮して別途定める間伐に要する基準経費(以下「基準経費」という。)を乗じた額(以下「基準経費認定額」という。)に、間伐実施事業者が民間金融機関から借り入れた資金(以下「借入資金」という。)の利率(3.0%を上限とする。)を乗じた額を上限とする。

イ 利子助成期間

利子助成期間は1年以内とする。

(3) 損失補填金の交付

ア 交付の対象者

間伐実施者のうち、高齢級間伐の実施後、間伐木の販売額が基準経費認定額を下回ったため、損失補填を申請する者とする。

イ 損失補填金の額

損失補填金の額は、基準経費認定額から、都道府県団体の審査を受けた間伐木の販売額を減じた差額（以下「損失額」という。）に2 / 3を乗じた額とする。ただし、基準経費認定額の1 / 2を上限とする。

(4) 境界確認費の助成

ア 助成の対象者

間伐実施者のうち高齢級間伐の実施箇所の境界確認を実施する者とする。

イ 境界確認費の額

境界確認費の額は、都道府県団体が別途定める境界確認に要する経費の1 / 2とする。

(5) 審査基準等

ア 全国団体は、適切な間伐が行われているか、基準経費が地域の実態と比較して不当に高額になっていないか、損失補填金の交付の際に間伐木の販売額が品質や地域での平均的な販売額と鑑みて著しく低い金額になっていないか、民間金融機関からの借入金利が同様の業種、財務状況にある他社のものと比較して適正なものか、間伐木の販売量が申請通りのものであるかなど、審査の指針となるものを都道府県団体に示し、都道府県団体から基準経費及びその内訳並びに審査基準及び手続きを作成・提出させるものとする。

イ 都道府県団体は、申請書の様式を定め、間伐実施者に提出させ、審査を行うものとする。

2 高齢級森林整備推進事業

全国団体及び都道府県団体は、高齢級森林整備促進事業（以下「促進事業」という。）の円滑な実施のため以下の事業を行うものとする。

(1) 全国活動推進事業

全国団体は、促進事業の円滑な実施のために次のことを行うものとする。

ア 連絡調整会議の開催

事業関係機関等を構成員とする連絡調整会議を設置し、促進事業の円滑な実施のために必要な事項を協議する。

イ 普及活動

間伐を促進するため、促進事業の普及・啓発を目的とするパンフレットの作成及び促進事業の円滑な推進等に必要な普及活動を行う。

ウ 都道府県団体の公募・選定

都道府県団体を公募・選定する。

エ 全国及び現地における研修及び指導等

全国及び現地において促進事業の要件等について研修・指導等を行う。

オ 都道府県団体の監査

都道府県団体の監督、検査を行う。

カ 事業管理

促進事業の適切な実施に必要な指導・進行管理等を行う。

(2) 地域活動推進事業

都道府県団体は、促進事業の円滑な実施のために次のことを行うものとする。

ア 協議会の開催

行政、林業・木材産業関係団体等を構成員とする協議会を設置し、促進事業の円滑な実施のために必要な事項を協議する。

イ 普及活動

森林所有者や林業事業者等に対し、促進事業の円滑な推進等に必要な普及活動を行う。

エ 審査等

全国団体の審査の指針に基づき、促進事業の申請について審査する。また、間伐の実施状況等について必要な現地確認を行う。

オ 事業管理

促進事業の適切な実施に必要な指導・進行管理等を行う。また、促進事業の申請について必要に応じて申請の補助を行う。

第3 高齢級森林整備促進特別対策資金の造成

1 用語の定義

高齢級森林整備促進特別対策資金（以下「資金」という。）とは、第2に定める経費に充てるため、要綱第6の規定に基づき、国から全国団体に対して交付された補助金により造成された資金をいう。

2 事業計画及び使途計画の作成等

全国団体は、本資金による事業に関する計画書（以下「事業計画書」という。別記様式第3号）及び資金の使途に関する計画書（以下「使途計画書」という。別記様式第4号）を作成するものとする。

(1) 事業計画書の内容

事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 利子助成金の交付等に係る都道府県団体、面積、交付金額に関する事項

イ 全国活動推進事業における普及活動、研修・指導、連絡調整会議の開催等に関する事項

ウ 地域活動推進事業における協議会の開催、普及活動等に関する事項

エ その他事業実施に関する事項

(2) 事業計画及び使途計画の協議

全国団体は、事業計画書及び使途計画書を作成した場合には、林野庁長官の承認を得るものとする

(3) 事業計画及び使途計画の変更

資金の使途は、別表2に定めるものとし、全国団体は、事業の実施において区分のそれぞれの経費間の30%を越える増減がある場合は、事業計画書及び使途計画書を変更し、林野庁長官の承認を得なければならない。

(4) 資金の区分経理

全国団体は、資金を他の業務に係る資金と区別して経理するため、特別の勘定を設けなければならない。

(5) 資金の運用

資金については、第2の1及び2に規定する事業に要する経費に充てるほか、これを取り崩してはならない。また、本資金の運用により生ずる利子は(4)の勘定に繰り入れるものとする。なお、資金の運用については、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(6) 資金の決算報告

全国団体は、毎年度の資金による事業の完了後、速やかに資金の決算書(別記様式第5号)を林野庁長官に提出し、承認を得なければならない。

(7) 資金の保有割合の報告

全国団体は、本事業の実施状況から見て資金の規模が適正規模となっているか等の状況を客観的に把握するため、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定 以下「基金基準」という。)に基づき平成25年度末における資金の保有割合を算出し、林野庁長官に報告するものとする。

(8) 目標達成度の評価

全国団体及び林野庁は、本事業の効率的・効果的な実施について検証するため、平成25年度において、あらかじめ事業の効果に着目して定めた目標の達成度の評価を行い、当該評価の結果及び事業の実績を踏まえ、事業の継続の必要性、基金又は補助金等の規模が適切かどうかについて検証し、必要な見直しを行う。

目標達成度の評価の方法は、別表3に定めるとおりとする。

(9) 資金の基本的事項の公表

全国団体は、基金基準に基づき必要な見直しを行ったときは、資金の名称、資金額、資金のうち国庫補助金相当額、資金事業の概要、資金事業を終了する時期及び資金事業の目標等の基本的事項について公表するものとする。

また、国においても同様の公表を行うものとする。

(10) 国庫への返還

全国団体は、次の場合には、資金の一部又は全額を国に返還するものとする。

ア 上記用途の区分に応じた経費内容以外に使用した場合

イ 各年度末及び基金基準に基づき必要な見直しを行った際において平成26年3月31日までに使用する見込みがない資金の残余がある場合

ウ 平成26年3月31日において資金に残余が生じた場合

第4 事業の手続き等

1 事業実施計画

(1) 実施計画の作成

ア 全国団体は、本事業による助成を受けようとする都道府県団体に実施計画(別記様式第1号)を作成・提出させるものとする。

イ 実施計画には、次の事項を記載するものとする。

高齢級森林整備促進事業

高齢級森林整備推進事業のうち地域活動推進事業

ウ 全国団体は、適当と認める実施計画を作成した都道府県団体に承認通知書を交付するものとする。本承認通知書を交付する場合には、当該実施計画に基づく事業に対する助成金の額を付すものとする。

(2) 実施計画の変更

実施計画に事業費の金額の増加、その他全国団体が定める事項について変更がある場合には、実施計画を変更し、全国団体の承認を受けなければならない。

2 利子助成金等の助成

(1) 対象経費

助成の対象経費は別表1に定めるとおりとする。

(2) 助成額の総額

都道府県団体ごとの助成額の総額は、使途計画において定める本事業の予算の範囲内において、全国団体が定めるものとする。

(3) 助成申請手続

助成金の交付申請手続は、全国団体が別に定める内規に従って行わせるものとする。また、内規を作成した場合には、林野庁長官に協議することとする。

(4) 助成金の返還等

ア 都道府県団体は、助成額に残余が生じる場合は実施計画を変更し、全国団体に返還するものとする。

イ 全国団体は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

実施計画に即した利子助成金の交付等の事業が行われていないと認められる場合

本通知及び全国団体が定める内規に違反したとき

虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき

3 実績報告

(1) 全国団体は、本事業による助成を行った都道府県団体に、半年毎に実績報告書（別記様式第2号）を提出させるものとする。

(2) 全国団体は、実績報告書の評価を行うものとする。

(3) 全国団体は、実績報告書の評価の結果、実施計画に対する実施率が著しく低い場合は、その評価結果に実施率の改善に関する意見を付して都道府県団体に通知するとともに、必要な指導を行うものとする。

4 事業期間

本事業の事業期間は、平成25年度までとする。

第5 国の助成等

国は、本事業の効果的な実施を図るため指導監督を行うものとし、要綱第6の規定による助成の対象経費は、別表4に定めるとおりとする。

別表 1 (第 2 の 4 関係)

事業区分	補助対象経費
<p>1 高齢級森林整備促進事業費</p> <p>ア 利子補給</p> <p>イ 損失補填</p> <p>ウ 境界確認</p>	<p>ア 利子助成金費</p> <p>ア 損失補填金費</p> <p>ア 技術者給 イ 旅費 ウ 需要費 エ 役務費</p>
<p>2 高齢級森林整備推進事業費</p> <p>ア 全国活動推進事業費 連絡調整会議の開催 普及活動 全国及び現地における研修及び指導 事業監査 事業管理</p> <p>イ 地域活動推進事業費 地域協議会開催 普及活動 審査等 事業管理</p>	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託料 ク 使用料及び賃借料</p> <p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料</p>

別表2（第2の4関係）

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれない。）</p>
2 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>
3 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
4 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</p>
5 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費等の経費とする。（通常の団体運営</p>

	に伴って発生する経費は含まれない。)
(1) 印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。
(2) 消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
6 役務費	事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等に必要となる経費とする。
(1) 通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要となる経費とする。
7 委託料	当該事業の補助目的である事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の民間団体・企業に委託するために必要となる経費とする。委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。
8 使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上や物品等の使用に必要な経費とする。(通常)の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。)
9 利子助成金費	事業の実施に必要な利子助成金に必要な経費とする。
10 損失補填金費	事業の実施に必要な損失補填金に必要な経費とする。

別記様式第1号

平成 年度高齢級森林整備促進特別対策事業計画書

都道府県団体名： _____

1 高齢級森林整備促進事業

(1) 利子助成金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

(2) 損失補填金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

(3) 境界確認への助成 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

2 高齢級森林整備推進事業のうち地域活動推進事業

(1) 地域協議会の開催

実施事項	具体的な内容	備考

(2) 普及活動

実施事項	具体的な内容	備考

(3) 審査等

実施事項	具体的な内容	備考

(4) 事業管理

実施事項	具体的な内容	備考

(5) 使途内訳

項 目	金額
利子助成金の交付 損失補填金の交付 境界確認への助成 地域協議会の開催 普及活動 審査等 事業管理 計	

都道府県団体名：_____

1 高齢級森林整備促進事業

(1) 利子助成金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

(2) 損失補填金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

(3) 境界確認への助成 単位 面積：ha、交付額：千円

面積	交付金額	備考

2 高齢級森林整備推進事業のうち地域活動推進事業

(1) 地域協議会の開催

実施事項	具体的な内容	備考

(2) 普及活動

実施事項	具体的な内容	備考

(3) 審査等

実施事項	具体的な内容	備考

(4) 事業管理

実施事項	具体的な内容	備考

(5) 使途内訳

項 目	金額
利子助成金の交付 損失補填金の交付 境界確認への助成 地域協議会の開催 普及活動 審査等 事業管理 計	

別記様式第3号

平成 年度高齢級森林整備促進特別対策事業計画書

1 高齢級森林整備促進事業

(1) 利子助成金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

都道府県団体	面積	交付金額	備考

(2) 損失補填金の交付 単位 面積：ha、交付額：千円

都道府県団体	面積	交付金額	備考

(3) 境界確認への助成 単位 面積：ha、交付額：千円

都道府県団体	面積	交付金額	備考

2 高齢級森林整備推進事業

(1) 全国推進事業

ア 連絡調整会議の開催

実施事項	具体的な内容	備考

イ 普及活動

実施事項	具体的な内容	備考

ウ 全国及び現地における研修及び指導

実施事項	具体的な内容	備考

エ 事業監査

実施事項	具体的な内容	備考

オ 事業管理

実施事項	具体的な内容	備考

(2) 地域活動推進事業

ア 地域協議会の開催

実施事項	具体的な内容	備考

イ 普及活動

実施事項	具体的な内容	備考

ウ 審査等

実施事項	具体的な内容	備考

エ 事業管理

実施事項	具体的な内容	備考

別記様式第4号

高齢級森林整備促進特別対策資金使途計画書

1 収入

単位：千円

項 目	金 額
1 前年度繰越金	
2 本年度補助金交付額	
3 利子等運用益	
4 その他収入額	
合 計	

2 支出

単位：千円

区 分	経 費	金 額	備考
1 高齢級森林整備促進事業	利子助成金費 損失補填金費 境界確認助成費 小 計		
2 高齢級森林整備推進事業 (1) 全国活動推進事業	連絡調整会議の開催 普及活動 全国及び現地における研修及び指導 事業監査 事業管理 小 計		
イ 地域活動推進事業費	地域協議会の開催 普及活動 審査等 事業管理 小 計		
計			

高齡級森林整備促進特別対策資金決算報告書

1 収入

単位：千円

項 目	金 額
1 前年度繰越金	
2 本年度補助金交付額	
3 利子等運用益	
4 その他収入額	
合 計	

2 支出

単位：千円

区 分	経 費	金 額	備考
1 高齡級森林整備促進事業	利子助成金費 損失補填金費 境界確認助成費 小 計		
2 高齡級森林整備推進事業 (1) 全国活動推進事業	連絡調整会議の開催 普及活動 全国及び現地における研修及び指導 事業監査 事業管理 小 計		
イ 地域活動推進事業費	地域協議会の開催 普及活動 審査等 事業管理 小 計		
計			

別表3

目標達成度の評価の方法

目 標	H24年の目標 値に対する達 成目標率	目 標 年	評価の方法	設定の考え方及びその根拠
高齡級森林の間伐	100%	H24	毎年度において、本事業による間伐実施面積により評価することとする。	京都議定書に基づく森林吸収目標の達成に資するため、本事業により平成20年度から平成24年度までの5年間におおむね15万haの間伐を実施することを目標とする。

別表4

補助対象経費

区 分	補助率	経 費 の 内 容
高齡級森林整備促進特別対策事業	定額	高齡級森林整備促進特別対策資金の造成

別表 5

基準経費の算定因子

算定因子	経 費 の 内 容
選木経費	選木に要する経費（人件費等）
伐倒経費	伐倒に要する経費（人件費、機械損料、消耗品費等）
集材経費	山元までの集材に要する経費（同上）
造材経費	造材に要する経費（同上）
作業路開設経費	作業路の開設に要する経費（同上）
運搬経費	山元から市場等までの運搬に要する経費（人件費、機械損料、消耗品費、委託料等）
販売経費	市場におけるはい積み及び利用料等販売に要する経費（人件費、委託料等）
諸経費	事業体の一般管理費（人件費、通信費、消耗品費、光熱費、事務所賃借料、保険料、減価償却費、事業税等）
低コスト化率	利用間伐のコスト縮減目標

高齢級森林整備促進特別対策事業の概要

1 事業の趣旨

本事業は、間伐に必要な資金の円滑な供給と事業者のリスク軽減を通じて、意欲のある林業事業者による間伐を推進するため、国からの補助により全国森林組合連合会が造成した高齢級森林整備促進特別対策資金を活用し、10歳級以上の人工林（一体的に実施する10歳級未満の人工林を含む。）の利用間伐を実施しようとする事業者に、都道府県協議会を通じて利子助成等の支援を行うものです。

2 事業の仕組み

高齢級間伐を実施しようとする事業者は、都道府県協議会に事業計画書を提出し、承認を受けた上で事業を行い、次の各号に該当する場合に助成金等の交付を受けることができます。

(1) 利子助成

民間金融機関から間伐資金を借り入れて事業を実施した後、その資金を返済する際、利息相当額{基準経費認定額×借入利率(3%が上限)}を助成します。

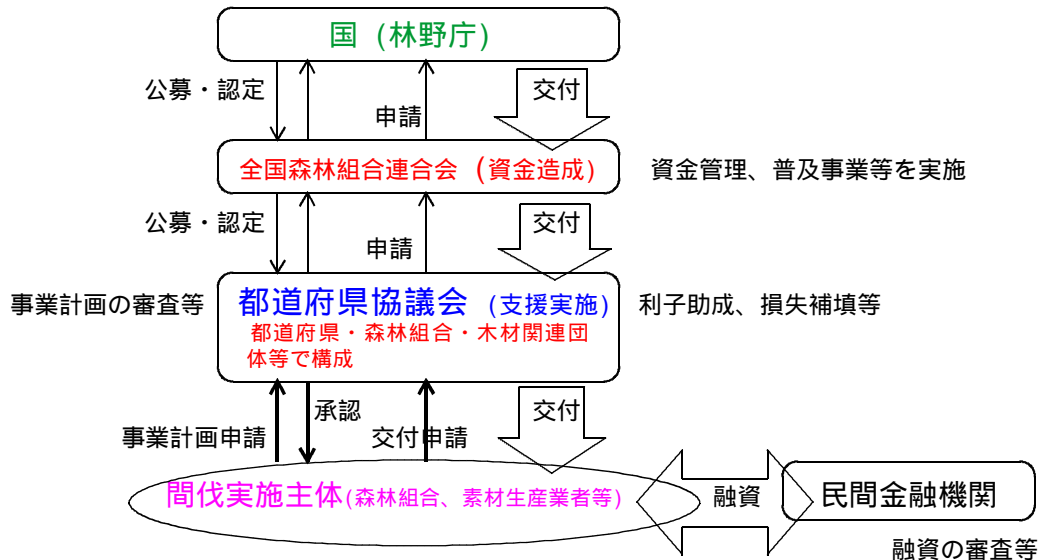
(2) 損失補填

高齢級間伐を実施後、間伐木の販売額が基準経費認定額を下回った場合は、その損失額の3分の2まで補填します。ただし、基準経費認定額の2分の1を上限とします。

(3) 境界確認経費の助成

高齢級間伐の実施に併せて境界の確認を行う場合に、都道府県協議会が定める必要な経費額の2分の1を助成します。

[] 「**基準経費認定額**」は、都道府県団体が定める間伐に要する基準経費(円/ha)に間伐面積を乗じたものです。ただし、申請額がこれを下回る場合は、その額となります。
資金を借りずに自己資金で実施した場合でも、(2)及び(3)の対象となります。



(4) 都道府県協議会の運営経費の助成

都道府県協議会の運営に必要な協議会の開催、普及活動、審査・査定及び事業管理に必要な経費を助成します。

3 事業実施期間等

- (1) 事業実施期間 平成20年度～25年度(6年間)
- (2) 平成20年度の概算決定額 10億円

利子助成

間伐実施者が金融機関から事業資金を借り入れて事業を行い、その資金を返済する際、利子相当額を助成します

借入のできる金融機関は、次のとおりです。

農林中央金庫
商工組合中央金庫
銀行
信用金庫
信用協同組合
農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合並びに農業協同組合連合会

利子助成金は、次のとおり算出します。

基準経費認定額

×

借入利率

- 注) 1 基準経費認定額は、都道府県協議会が定める間伐に要する基準経費(円/ha)に間伐面積を乗じたものです。ただし、申請額がこれを下回った場合は、その額となります。
- 注) 2 借入額が基準経費認定額を下回った場合は、その額に借入利率を乗じて算出します。
- 注) 3 借入利率の上限は3%です。
- 注) 4 利子助成期間は、1年以内です。

利子助成を受けられるのは、次の方です。

森林組合
素材生産業者
林業経営者
等、都道府県協議会の認定を受けた間伐実施者です。

利子助成の申請手続きは、次のとおりです。

- 1 都道府県協議会の規約の定めに従い、事業計画申請書を提出
- 2 都道府県協議会からの事業計画承認通知(併せて間伐実施者としての認定)
- 3 事業着手届(資金を借り入れる場合は、それを証明する資料を添付)の提出
- 4 事業遂行状況報告(9月30日現在の計画に対する進行状況)提出
- 5 実績報告(実績を確認できる資料を添付)

高齢級間伐を実施後、間伐木の販売額が基準経費認定額を下回った場合は、損失の3分の2まで補填します。(ただし、基準経費認定額の2分の1を上限とします)

事業資金は、借入又は自己資金を問いません。

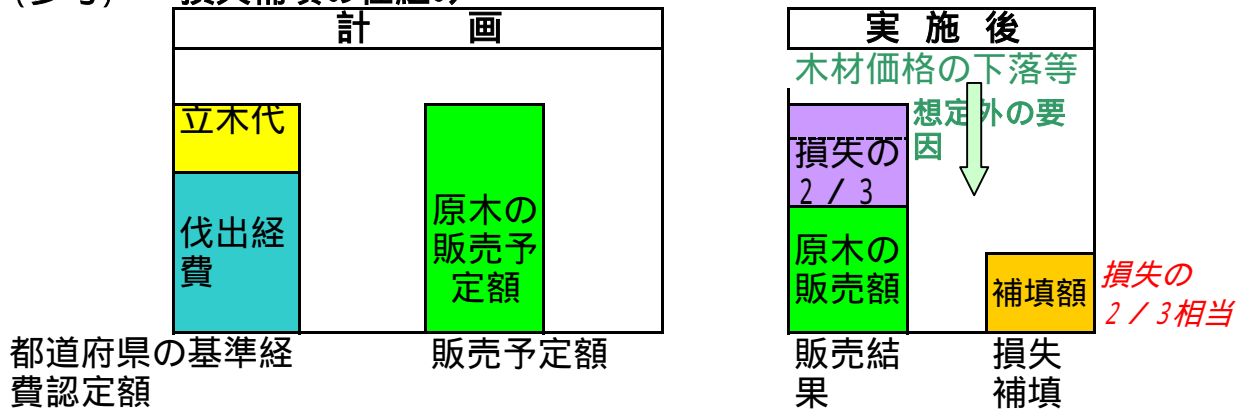
損失補填金は、次のとおり算出します。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{基準経費認定額 (円)} \\ - \\ \text{販売額 (円)} \end{array} \right\} \times \frac{2}{3}$$

ただし、基準経費認定額の2分の1を上限とします。

注) 「**基準経費認定額**」は、都道府県協議会が定める間伐に要する基準経費(円/ha)に間伐面積を乗じたものです。ただし、申請額がこれを下回った場合は、その額となります。

(参考) 損失補填の仕組み



損失補填を受けられるのは、次の方です。

間伐実施者のうち、高齢級間伐実施後、間伐木の販売額が基準経費認定額を下回ったため、申請する方です。

損失補填の申請手続きは、次のとおりです。

- 1 都道府県協議会の規約の定めに従い、事業計画申請書を提出
- 2 都道府県協議会からの事業計画承認通知(併せて間伐実施者として認定)
- 3 事業着手届の提出
- 4 事業遂行状況報告(9月30日現在の計画に対する進行状況)提出
- 5 実績報告(実績を確認できる資料を添付)

間伐実施者が高齢級間伐の実施に併せて境界の確認作業を行う場合、その経費の2分の1を助成します。

間伐の事業資金は、借入又は自己資金を問いません。

境界確認経費は、次のとおり算出します。

$$\text{都道府県協議会が定める境界確認経費} \times \frac{1}{2}$$

(注) 都道府県協議会が定める境界確認経費は、1ヘクタール当たり2.8万円を目安とします。

境界確認の実績は、次の方法で確認します。

境界確認を行った事業地の面積、境界線の図面、確認をした相手方の氏名や印(サイン)のコピーなどを参考に、都道府県協議会が確認します。

土地所有者への礼金等は、助成の対象となりません。

間伐実施者が境界確認を行った時の人件費や杭などの物品などは補助の対象となりますが、礼金や茶菓代は補助の対象とはなりません。

境界確認経費の助成申請手続きは、次のとおりです。

- 1 都道府県協議会の規約の定めに従い、事業計画申請書を提出
- 2 都道府県協議会からの事業計画承認通知(併せて間伐実施者としての認定)
- 3 事業着手届
- 4 事業遂行状況報告(9月30日現在の計画に対する進行状況)提出
- 5 実績報告(実績を確認できる資料を添付)